

港区立東町小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法、港区いじめ防止基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項等について定めるものです。

2 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。
- (2) いじめは、人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識に立ち、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導に臨み、いじめを起ささない環境づくりに努めます。
- (3) いじめは、どの学級でもどの児童にもいつでも起こりうるという認識をもち、日常的な児童との関わりを通して、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に向け、学校の総力をあげて取り組みます。
- (4) 児童の生命及び心身を守ることが最重要であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、保護者や地域、関係諸機関との連携を図り、積極的に解決を図ります。

3 いじめ防止に向けての段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 年度初めにいじめ防止対策年間計画を作成します。
- イ 教師が児童のよさやがんばり、変容を認め、認め合い励まし合う学級創りを行います。
また、4年生以上については、ハイパーQ U（心理テスト）等を活用してより良い学級創りに生かします。
- ウ 教師が児童と一緒に活動し、具体的に関わる中でより良いコミュニケーションの方法を児童に示したり、気付かせたりします。
- エ 児童間で起こるトラブルや問題、課題等について、教師が、一つ一つ丁寧に聞き取り、話し合わせたり、考えさせたりして、児童同士が納得できるように導いていきます。
- オ スクールカウンセラーや教育相談担当を中心に学校全体で困ったことがあったら気軽に相談できる体制を作ります。
- カ 「いじめは絶対に許されない。」 「いじめに対して傍観者にならない。」ことを学校全体で確認し、いやなことをされたり、いじめられている人を見たりしたら、すぐに先生に相談する雰囲気をつくります。
- キ 道徳教育、特別活動、人権教育、国際理解教育等を充実するとともに、教育活動全体を通して、一人一人の児童に豊かな心を育てます。
- ク いじめ対応マニュアルに基づいて、いじめについての教員研修を学期に1回実施し、教員の資質・能力を向上します。

(2) 早期発見のための取組

- ア 日常的に教師が児童と関わり、児童がどんなことでも教師に話すことができる雰囲気を作ります。
- イ 保健室や教育相談室等の利用が気軽に行えるようにし、日常的に児童が相談しやすい環境を整備します。
- ウ 毎月、学校生活アンケートを行い、気になる件については、担任より個別に聞き取りを行い、早期発見に努めます。
- エ 6月、11月、2月をいじめ防止強化月間として「ふれあい月間」と名付け、児童への啓発とともに児童向けアンケート、全児童面談などを実施し、早期発見に努めます。
- オ 生活指導夕会（毎週木曜日）等を活用して、教職員全体でいじめを含む、児童の問題や課題等の情報を共有します。
- カ 年度当初、ふれあい月間等において、区の広報誌やチラシを用いて、いじめの相談窓口の周知を行います。

(3) 早期対応のための取組

- ア 教員がいじめを発見した場合、すぐに学年と管理職に報告します。
- イ いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童が落ち着いて学習できる環境を整備します。
- ウ いじめ等対策委員会（※組織については、「4」参照）の校内メンバーによる、校内サポート会議を招集し、初期対応について以下の点について検討します。
 - ・いじめの事実確認と原因の究明を行います。
 - ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童への指導を行います。
 - ・いじめられた児童の保護者に対する事実の説明と児童の心理的ストレスの軽減につなげるための支援を行います。

(4) 重大事態への対処

- ア 見守り体制を整え、いじめられた児童の生命・安全の確保を最優先します。
 - ・必要に応じていじめた児童の別室指導等を行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- イ カウンセラー、養護教諭と連携し、いじめられた児童の心のケアを図ります。
- ウ いじめ等対策委員会を必要に応じて活用し、関係保護者、関係機関と連絡を密にして、解決に取り組みます。
 - ・いじめ等対策委員会は、校内サポート会議の初期対応について報告を受け、解決に向けて取り組みます。
 - ・いじめた児童の保護者へ事実の説明と情報の共有を図るとともに、家庭での指導について助言を行います。
 - ・いじめを見ていた児童が、自分の問題として捉えることができるようにする指導を行います。
 - ・保護者会の開催などにより、保護者との情報の共有を図ります。
- エ いじめに関わる事実を集約し、時系列にまとめ、港区教育委員会に報告します。
- オ いじめが犯罪行為と認められる事案については、警察との連携を図ります。

4 学校におけるいじめ等の防止の対策のための組織

(1) 名 称

本組織は、「港区立東町小学校いじめ等対策委員会」と称します。

(2) 設置の目的

いじめや不登校など児童の問題行動は複雑化・潜在化し、学校内部だけでは対応が難しい状況になっているため、必要に応じて児童に関わる有識者を交え、広い視点から問題行動を分析し、その対応策等を検討する必要があることから、本対策委員会を設置します。

(3) 所掌事項

本対策委員会は、次に掲げる事項を所掌します。

ア 本校のいじめ対策に関すること。

イ 本校の不登校対策に関すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、必要な事項。

(4) 委員構成

本対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成します。

ア 委員長は、校長の職にある者をもって充てます。

イ 副委員長は、副校長の職にある者をもって充てます。

ウ 委員は、別表1に掲げる者を充てます。所掌事項に速やかに対応するため、校内委員と校外委員とに分けて構成します。

別表1

校内 委員	委員長	校長
	副委員長	副校長
	委員	生活指導主任
	委員	当該児童の学年主任
	委員	当該児童の学級担任
	委員	教育相談担当教諭
	委員	養護教諭
校外 委員	委員	P T A会長又は、P T A役員より会長から委任を受けた者
	委員	麻布警察署
	委員	地域関係者
	委員	学校担当弁護士

(5) 会 議

ア 委員長は、対策委員会を招集し、会議を主宰します。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行します。

ウ 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができます。

エ 検討事項について、委員から個別に意見を聴くことにより、委員会の招集に替えることができるものとしします。

(6) 任 期

本対策委員会の任期は、年度の第1回の会合から年度末末日までとします。

5 いじめ防止対策年間計画

月	児童・保護者への働きかけ	会議等
4	人権教育の日（学級指導と世界の給食）	児童情報確かめと確認
5	人権教育の日（学級指導と世界の給食）	学校評議員会 児童情報共有（全教員）
6	※ いじめ防止月間 人権教育の日（学級指導と世界の給食）	いじめ対策検討委員会 児童情報共有
7	人権教育の日（学級指導と世界の給食）	
8		
9	人権教育の日（学級指導と世界の給食）	児童情報確かめと確認
10	人権教育の日（学級指導と世界の給食）	学校評議員委員会
11	※ いじめ防止月間 いじめ防止について校長講話と学級での指導 いじめアンケート実施 人権週間 ～ 人権標語、人権ポスター制作 人権教育の日（学級指導と世界の給食）	児童情報共有
12	人権教育の日（学級指導と世界の給食） 保護者との個人面談による情報収集	
1	人権教育の日（学級指導と世界の給食）	児童情報確かめと確認
2	※ いじめ防止月間 人権教育の日（学級指導と世界の給食）	児童情報共有 学校評議員委員会 いじめ対策検討委員会
3	人権教育の日（学級指導と世界の給食）	

※ 上記の会議の他、毎週木曜日の生活指導夕会において、児童間でのトラブルや問題・課題等についての情報共有を図ります。

※ いじめ又はいじめと思われる事案が発生した場合には、校長指導の下、いじめ等対策委員会を招集します。

6 保護者、地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を開催し、保護者、家庭、地域、関係機関等の連携が進むようにします。
- (2) 児童及び保護者がいじめの相談機関を身近に感じられるよう、年度当初及びふれあい月間等において、区の広報紙やチラシ等を用いて定期的に相談窓口の周知を行います。
- (3) いじめの早期発見及び早期解決に向け、教育センターの来所相談及び電話相談で、児童及び保護者からの相談を受けられるようにするとともに、相談内容に応じて関係機関との連携を図ります。
- (4) いじめを行う児童に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所、警察などの関係機関等といじめに係る情報や課題を共有し、解決に当たります。
- (5) 民生児童委員の担当地区ごとに開催される四者協議会を活用し、学校、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談センター等の関係機関が、いじめ防止に関する学校や地域の現状及び課題について、情報の共有化を図るとともに、解決に向けた取組について協議を行います。
- (6) 必要に応じて、スクールソーシャルワーカーを要請、配置し、学校や家庭を訪問して、状況の把握や支援に努め、いじめ解決後もフォローアップを行います。

7 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価にいじめへの取り組みに関する項目を入れ、いじめ防止の取組の評価結果を分析するとともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取組について協議し、基本方針についても、評価、修正、改善をしていきます。
- (2) 保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校評議員制度」を活用し、いじめの問題について学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

※平成26年12月1日策定

※平成27年10月1日全面改訂

※平成28年6月1日一部改訂